

学内奨学金について（案内）

① 春学期授業料の減免 国の修学支援新制度（授業料等減免・給付奨学金）実施のため、来年度より下線部が変更となります

名称	目的	種類	金額	対象	備考
授業料の減免	家計支持者に、次のような事情急変が生じ、学費の支弁が著しく困難となった学生を救済するため (1)家計支持者が死亡した場合 (2)天災又は火災のため、居住家屋が壊滅的損害を被った場合 (3)傷病により、長期の治療又は療養を要することになった場合 (4)家業又は勤務先企業の倒産等により、失業した場合	減免	国の修学支援新制度による授業料等減免適用を前提とし、その残額すべてまたは2分の1を免除します (事実発生の翌期に限る)	各学部	4月10日または10月10日までに学生担当へ手続きが必要です。

② 春学期学費の徴収猶予 （キャンパスガイド P26 より）

名称	目的	種類	金額（1名につき）	対象	備考
学費の徴収猶予	次のような理由で、学費を期日までに納めることができない学生を救済するため (1)授業料免除の事情(1)～(4)に準ずる場合 (2)家計支持者の収入が著しく減少した場合 (3)日本学生支援機構奨学生又は各種奨学生で、奨学金を学費に充当する場合 (4)その他家計が困窮している場合	徴収猶予	学費徴収を猶予 (当該学期の通常講義最終日まで)	各学部・大学院生	4月10日または10月10日までに、学生担当へ手続きが必要です。

ただし、国の修学支援新制度（授業料等減免・給付奨学金）を申し込み済の学生は手続き不要です

③ 貸与奨学金 （キャンパスガイド P26 より）

名称	目的	種類	金額（1名につき）	対象	備考
貸与奨学金	家計事情により学費の支弁が困難になった学生を救済するため	貸与（無利息）	学費またはその2分の1相当額	各学部	公募 3回以内又は貸与総額100万円以内

ただし、国の修学支援新制度による授業料等減免の適用を受ける場合は、調整を行います。（2/18 情報追加）

①～③の奨学金について、可否は審議の上決定されます。

願書の提出締切：4月10日（金）17:00

※この日までに願書および必要書類を提出しないと受付できません。

※希望者は事前に学生担当にご相談ください。